

平成29年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日（金）午前10時から11時38分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第4条による許可申請に関する件

第4 議案第5号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田文利

書記 町田勝一

7. 会議の概要

議 長 本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、今井健司委員、7番、木崎泰明委員、ご兩名をお願いいたします。続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の審議案件は、日程第3、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、日程第4、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。提出されました議案を勘案いたしまして、会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間で決定いたしました。

日程第3、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第4号番号1について事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明は終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 最適化推進委員の平沼です。

先ほど事務局から説明ありました議案第4号を去る1月20日、農業委員の岸岡委員と同行して現地及び申請図書の確認をいたしました。事務局の説明があったように、1月の25日に提出されました議案第○号番号○で農地法申請がありました。今回の現地見ますと、○○○○—○は宅地内です。

〇〇〇〇—〇も宅地内です。〇〇〇〇に対してはきれいに草を取ってあって、一応畑に使っているような感じがありました。特に周辺農地等への影響は少ないと思われまます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の9番、岸岡委員、お願いします。
9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。

推進委員の平沼さんが言われたとおりでございます。ただ、私もこの現地と近い隣組というか非常に近いところですので、見ていますが、既に建物が生活していない状態でありまして、今さら農地という状態ではない環境でございます。あわせて、今回所有者である関係者も近隣に近くにおりませんので、その方ともお会いできないので、側面から中を見せてもらってきましたが、私としては、あえて問題にはすることはございません。

以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第4号番号1について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号1、農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号番号2、農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第4号番号2について事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明は終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当推進委員の小河推進委員、お願いいたします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第4号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月19日、補助農業委員今井委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。現況は畑、休耕状態であり、〇〇駅に近いため通勤者や近隣の居住者を対象とした貸し駐車場に利用したいとのことです。周辺農地は、果樹や竹林のため影響が少ないと考えられます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。

今井委員。

今井委員 6番、今井です。

ただいま小河推進委員さんが説明されたとおりでございまして、問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 申請されました土地の関係なのですが、登記簿謄本を見ていただきますと相続税の関係で抵当権設定、財務省でされておりますけれども、その扱

いをご説明いただきたいと思います。

議長 事務局。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今ご質問があったとおり、登記簿を見ていただくと相続税の納税猶予で抵当権の設定がしてございます。申請人から申請する際に申し出がありました。税務署と既に相談がしてあり、許可日に埼玉県知事から税務署に通知が参ります。その日をもって相続税と利子税合わせた分の確定相続税額、納付金額が決まりますので、納付書が出ますので、支払う形で協議はされているそうでございますので、この申請についての抵当権者の承諾書関係については、添付はありません。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員　　そうしますと、当委員会としては、この抵当権の設定はありますが、ある程度それは無視をして審議するという考え方でよろしいですか。

議長　　事務局。

事務局　　再度の質問にお答えさせていただきます。

相続税の納税猶予になっている土地の2割までは個人の都合によりまして解除ができるということになっておりますので、その辺は、〇〇〇さんにつきましては、2割の範囲内ということでございますので、税務署で解除ができるということで、本委員会としては問題ないと考えております。

以上でございます。

木崎委員　　ありがとうございました。

議長　　他にございませんか。

〔「なし」〕

議長　　ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第4号番号2について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長　　全員賛成です。

よって、議案第4号番号2、農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号1については、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局　　〔事務局朗読説明〕

議長　　事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員　農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま上程されました議案第5号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る19日に補助農業委員今井委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。現況は畑で、休耕しておりました。所有権移転、建て売り

住宅にするとのこと。周辺は宅地に囲まれており、一部農地に接してありますが、両脇水路に面しているため、影響は少ないと考えられますので、委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、今井委員、お願ひします。
今井委員。

今井委員 6番、今井です。
ただいま小河推進委員さんから説明ございましたが、そのとおりでございますので、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第5号番号1について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。
〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第5号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
ここでお諮りいたします。議案第5号番号2から番号8までにつきましては、関連性がございますので、一括上程したいと思ひますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号番号2から番号8までを一括上程して議題といたします。
なお、本件につきましては、会議規則第11条の規定により4番、町田委員の退席を求めます。
〔4番町田恒夫委員退席〕
〔「議長」〕

議 長 4番。
町田委員 休憩をお願ひしたいと思ひます。

議 長 発言ですか。

〔「はい」〕

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時30分

議 長 再開いたします。

ただいま一括上程されました議案第5号番号2から番号8までについて、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明は終了いたしました。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

ただいま一括上程されました議案第5号番号2から番号8までについて、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月21日に補助農業委員小室委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は、全て〇〇〇〇〇〇氏からのもので、〇〇公園〇〇の臨時駐車場として、各地主の方から一時的に転用し、お借りして駐車場にして使用するものです。現況は、番号2、3、4、5、6、7、8とも全て畑で、昨年11月5日、農地利用状況調査をしたときと同様に、いつでも作付け可能な保全管理地でした。転用利用期間は、全て5月末となっております。転用終了後につきましては、カボチャ、ナス等の作付け予定となっておりますので、5月以降の調査等もしたいと思っております。周辺農地の影響は少ないと考えられます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。

2番、小室委員。

小 室 委 員 2番、小室です。

一時転用で、現在は畑の手入れをしてあって、農作物等は植えてありま

せんが、昨年の農地利用調査のときにも手入れがされてありましたし、夏場も通ってみましたが、なかなか獣害があり作物を植えてもとれないという話でしたけれども、カボチャ、ソバ、ナスなどが栽培されていました。一時転用後の作付け計画書も提出してありますので、どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議 長 以上で担当委員の説明を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9 番。

岸岡委員 大変ご苦勞いただく内容のもので、過去5年、6年前からこの経過を見ていますけれども、二、三確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目ですが、申請書の中で拡大駐車場になってはいないか資料が見えるところがございまして、事務局に確認させていただきます。具体的に言いますと、番号の5番と6番の方のところの駐車場は、隣のところにまで拡大をしながら、○○駐車場ということで地図が入ってございまして。この資料の中の地図。隣のうちの駐車場までを面積として確保し、50台をやりませよという書類がついてしまっております。心配なのは、こうやって隣の登録のないところが書類として公然と生きると、今後使うときにも無断でやっつけてしまっているのではないかと思いますので、一旦整理をして、はっきりさせていただければと思います。皆さんわかりにくいと思いますので、番地を言います。○○○○の○、ここが拡大駐車場として設計図の中では構成されております。そこは守るのか守らないのか、はっきり申請者に聞いていただければありがたいと思います。

ここは、不動産屋さんの看板が立ってしまっていて、管理下に置かれている土地かもしれませんが、ともかく拡大説明になっております。

それから、2点目は、やはりこの土地なのですが、真ん中の土地で砂が入っているのです。実際だから農地としてできない状態というか、作物つくっていないと思います。あくまでも駐車場として活用するだけであって、本当に使い勝手が、農地に戻っていないという現実を見ております。先ほどから農地の実態は、○○○○からの話もありましたが、現実には難しさがあります。そういう現状が偽りの報告であってはいけないと思われるわけです。ここの土地を1点見ましても、今までの農業実績ということで、

今のページの後ろあたりにはカキナを植えたりトウガラシを植えたりミニトマト、カボチャと。しかし、私は実際やっていないのではないかと思います。やっていないものは、やらないとかえって休耕地であるということはどうして書類として出せないのか。何か形を繕ってこの資料が上がってきているというのが毎年の実態でございます。それを我々の目で見ても、何か救いの道で正しく報告するという書類に仕上げていただきたいと思えます。それが2点目です。

それから、3点目ですけれども、この申請が細かく出され、これに伴う公図ですか、手間暇大変なことだと思っているわけです。本当にここまでやらなければこの制度が成り立たないのかどうか。もっと言うなら農業委員会にかけなくても済むぐらいの快適な方法でこの臨時駐車場の対応ができて、農家その方も楽ができる方法、申請者に対しても手間がかかることばかりです。そういう観点から、県に相談するとか、他の事例を見ながら、この申請を解消できないかと、いい方向に行けないかということ真剣に考えていくべきだと私は思います。そういう観点から、今後の取り組みの方向も調べていただきたい。それが3点目です。

以上3点を提示いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 3点、答弁してもらえますか。
事 務 局 9番委員さんにお答えします。

1点目のご質問ですが、農地法に適用されていない筆が添付書類に添付してあるということでございます。これは、以前資材置き場で農地転用を受けて、完了届をいただいておりますので、この筆については、農地法が及ばない土地になりますので、計画図にはあったとしても、農地法が及ばないということでご理解をいただきたいと思えます。

あと2点目です。農業の耕作についてのご質問についてですが、農地に砂等が入っているお話でした。その件につきましては、なぜ砂を入れたのかということが、最初に問題になってくると思われまゝ。例えの話ですけれども、農地の土壌改良をするには耕作土の約1割の土を入れれば土壌が回復することがございます。そういうことで、横瀬あたりは粘性土が多い場所で排水をよくするために砂を、この辺ですと耕作土が約20センチと考えられますと、2センチ程度は入れても農地としては問題ないと思われまゝ。それと、耕作につきましてですが、全体を耕作している感じはなく、部分的にカボチャとかそういう野菜系をやっておりますので、完了届を確認

しましたが、部分的にカボチャを植えて、耕作をしている状況でございます。

3点目、今回の農地法の一時転用の転用申請手続をなくすことは、今現在考えられません。ただ、一時転用は、3年間は認められてございますので、3年間をとってその時期だけやるという簡略化は、事務局として今〇〇〇〇と協議して、もし税的な面で変更がないようでございますたら、来年の申請から3年間で申請をできるような方向で協議中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長
岸岡委員

9番。

ありがとうございました。それぞれ明快なお答えをいただいておりますが、こちらからの願ひでは、まず1点目は、そのとおりに対象外ですので、もう何ら反論できませんので、了解いたしました。

それから、2点目の件については、休耕という言葉は許されないのですか、書類上は。むしろ奥の土地についてはもっと、草だけは刈るけれども、物つくれないという実態があると思われるのですが、休耕という言葉をまず使えるかどうかなののですが、要は事実と反しない書類が本来の姿ではないかということ。ことし終わった後の監視の目という言い方は悪いのですが、指導の面からしていつてあげる必要はあるかと思ひます。

あと、3点目のことは、3年というお話を聞きましたので、できればぜひその方向で、なるべく簡略していただひて、事務の効率化も図れるようにお願ひしたいと思います。

大変ありがとうございました。

議 長

他に質疑ござひませんか。

7番。

木崎委員

私からも9番委員と同じような内容になってしまうかと思ひますが、とりあえず私も現地の確認をいたしました。9番委員同じような所見を抱きました。本当に見ると枯草が覆っている。また、雑草が生えている。また、表土を見ると大分かたくなっている。実際、臨時駐車場後の耕作はしたのかというような疑問に思ひ点が多々ある農地でございます。その辺で、転用後の作付けについては、一応予定でうたっておりますが、この辺は前年の利用状況調査の中で推進委員が保全管理をしているというような説明もありました。確かに現地を見るとそんな感じだと思ひます。本当に作付

けを实际したのかが疑問に思うところでございます。このままこの臨時駐車については、芝桜があれば毎年毎年申請が出てくると思います。そういった状況で、現状でそのまま農地を放置しますと、もう末は雑種地、または宅地の扱いを受けてしまうと思います。

また、農業委員の立場からすれば、農地を守るということから申し上げれば、これはあくまでもとの原状に復して、畑もしくは田というような形で維持していくのが非常によいと思います。この辺の臨時駐車後の作付けについての指導、そういったものの強化を図るためには、実際どこが主体となってやればいいのか。5条ですから、県のからの許可だとは思いますが、県からの指導を伺うのか、または地元にいる農業委員、推進委員、そして町当局でやるのがいいのか、その辺の強化を図るためにはどのような考えを持っているか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 7番委員さんにお答えをさせていただきます。

一時転用後の作付けにつきましては、前年ですか、農業委員会の委員さん全員で見に行くから、しっかりしなさいということで、実際5月の終わりに見に行った年もございました。昨年の利用状況については、事務局で例年よりか遅くなった関係上、11月上旬に利用状況をされ、利用状況については、先ほども小河推進委員さんが申し上げたとおり、保全管理という状況ではございましたが、工事完了届を見ますと、やはりカボチャとかナスとか、そういうものが植わっていますが、あくまでもポット苗を主としたものにとどまっておるところであり、それを受理して県に進達もしており、県でも受理されておりますので、県で見てもある程度それを受理されたということになりますとその許可については、完了したことで見られていると思います。事務局とすると今現在では思っておりますが、今後につきましては、農業委員会委員さんで検討をしていただいて、許可後どうするか、どういう指導をしていく。今までの指導は、完了届を、耕耘して耕作をして完了の写真を添付して届け出を出してくださいとっております。今後譲渡人に指導するのか譲受人に指導するのか、その辺もこれから農業委員さんの皆さんで協議して進めていければと思っておりますので、事務局では書類上はできますけれども、現地の指導は、なかなか難しくなると思っておりますので、その辺は今後強化に当たっては、委員さんと協議しながら進めていきたいと思っております。

から、この申請が上がってくれば事務局が立ち合わなくてはでしょうが、その契約相対でやる場合は、部外者として、第三者としての立場になってしまうから、できないのかもしれませんが、契約の中で原状に復するのは、借りたほうがやってくださいよ、もしくは所有者がやるような文言をうたい文句にするような契約でやる方法の指導はできないのでしょうか。

議 長
事務局

事務局。

再々質問に対してお答えさせていただきます。

賃借権の設定契約につきましては、農地法の許可日以降ではないとできないことが原則になっております。その関係上、許可証を作成、許可がおりた日以降に〇〇〇〇〇〇〇と各地主さんで賃借権の設定をやりませけれども、あくまでもそれは民事的な契約でございますので、事務局でその契約書での文面を書き入れるとか、それには強要できないと思います。

以上でございます。

議 長

それでは、変則なのですが、私から申し上げます。

先ほど9番さん、7番さんの質問もよくわかるのですが、事務局から説明がございましたように、あくまでも農業委員会としての対応の問題だと思うのです。それで、現実に推進委員からもお話がございましたが、この地区の現況の農業というのも本当に大変なものです。だから、例えば7番委員の言うようにするには、相当な費用がかかります。農地として守っていくためには、皆さんいろいろわかっているのですが、岸岡委員の言いましたように、作り話でなくやってくれるということも事実でございます。現状先ほど町田委員も申し上げましたように、現況は本当に大変な状況でございますので、ここのところは、今後農業委員会でどうしていこうかは、私から相談を持ちかけますので、きょうのところは、これで終了させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

他にございませんね。

〔「なし」〕

議 長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。一括上程された議案第5号番号2から番号8までについて、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。

よって、議案第5号番号2から番号8、農地法第5条の規定による許可

申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

議案第5号番号2から番号8までの審議が終了しましたので、4番の入場をお願いします。

〔4番町田恒夫委員着席〕

議長 4番、町田委員に申し上げます。

一括上程されました議案第5号番号2から番号8については、全員賛成により許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

町田委員 ありがとうございます。

議長 続きまして、議案第5号番号9、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号9について、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の推進委員、小河推進委員よりお願いします。
小河推進委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま上程されました議案第5号番号9について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月19日、農業委員今井委員と同行し、申請人〇〇〇氏立ち会いのもと、現地及び申請図書の確認をいたしました。台帳は畑で、現状は雑種地です。最後のページに写真がありますが、駐車場用の既に耕作物が建てられています。始末書が提出されており、賃借権を設定し駐車場用地にする申請です。申請地は、宅地と議案第4号番号2駐車場申請地と町道に接しておりますので、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員さん、お願いします。
6番。

今井委員 6番、今井です。

ただいま小河推進委員さんが説明していただきましたとおりですので、ご審議のほどをよろしくお願いたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。
9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、番号9と10、関連していますので、一緒に質問させていただきます。

どちらも浅見さんが貸すなりという手順を踏んでいます、始末書を読みますと平成16年から行いやっています。あるいは平成14年からということで、それはこのとおりなのですが、何で見つけて何で事の発端、スタートしたのでしょうか。何で放置され、こういう状態が続くという、システムに何か問題がありそうな気がしてならないわけでございます。非常に盲点が、現実に横瀬町の農地の問題点として多々出てきておりますので、この辺で襟を正す意味ではないですが、隠れた土地をいかに掘り出すか。また、現実に合わせるかという観点で、考えていかななくてはいけないなという気持ちを持っております。今回誰がどのように自己申告して上がってきたのか、背景が入ってございましたら聞かせてもらいたいのです。よろしくお願ひします。

議 長 暫時休憩します。
休 憩 午前11時11分
再 開 午前11時29分

議 長 再開いたします。
事務局。

事 務 局 9番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

添付資料にございます登記簿の謄本の写しがあると思ひますので、ご確認をいただきたいと思ひます。この農地については、平成29年1月26日、〇〇〇〇番〇から分筆された土地でございますので、新たに筆を起こされた土地となると、その一部を平成14年ごろから使われていた。14年、16年ごろから使われていたこととなりますので、所有者しかわからないと思ひます。これだけの〇〇平米を使っていたとしても、利用状況調査等で現地に行つて、畑ですね、ほか一部が使われていてもよくわからないと思ひますので、今回の筆につきましては、新たに筆を分筆されてつくられた土地でございますので、今回測量した結果、その一部が宅地、物置用地に使われているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議 長
岸岡委員

9番。

そういう非常に細かい場所だと思われるのですが、お金が必要で売るのはですか。要するに、売買のために動かざるを得なかったという背景があるならば、そのような動きで、今体系がもう少ししっかりした始末書になると我々も理解し、賛同しやすいと思っております。ただこれだけの一画の保留地を分筆して、今どうしてお話を聞いていきますと、何か売らざるを得ないのか、貸さざるを得ないのかとぐっと出てきましたのですが、その辺はわかっていないのですか、事務局は。

議 長
事務局

事務局。

質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の申請については、所有者から、以前貸してあった土地について、今回分筆等の測量を入れて調査した結果、その土地が駐車場及び物置になっていたということで、今回分筆をして転用することで行ったので、その内容については、特に事務局は聞いてございません。

以上です。

議 長
岸岡委員

よろしいですか。

そういうことですので、事務局も深入りできない状況もあるかと思っておりますので、わかりました。

議 長

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第5号番号9について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。

よって、議案第5号番号9、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号番号10、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号10について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕
議長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の小河推進委員、お願いします。
小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま上程されました議案第5号番号10について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月19日に、補助農業委員の今井委員と同行し、申請人〇〇〇氏立ち会いのもと、現地及び申請図書の確認をしました。地番〇〇〇〇番の〇、台帳、畑、地番〇〇〇〇番〇、台帳、田、利用状況は建物用地でした。最後のページの写真でわかりますが、建物が建てられて既におりました。始末書が提出され、賃借権を設定、物置用地許可申請されております。周辺農地は休耕地で、竹林のため影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、今井委員、お願いします。
6番。

今井委員 6番、今井です。

10番は9番と関連しておりまして、9番結果、これも発覚したということで、本人はおじいさんがやっていたことでわからなかったことで聞いてきてございますので、ご審議のほどをお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第5号番号10について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号番号10、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして総会を閉会といたします。

(午前11時38分)